

長沼ナイキ基地訴訟第1審判決に至るまでの思い出

元北海道長沼町収入役
(当時：北海道長沼町産業課技術長)

上坂 信一氏



この訴訟は、今より約40年前の出来事が始まりであり、石狩平野の南端に位置する長沼町馬追山麓の一角に、防衛庁は第3次防衛力整備計画の一環として、地対空ナイキ基地を新設するため、保水力を高めるために指定した水源涵養保安林35.1haを指定解除したことから始まっています。

この基地は新設するものであり、札幌防衛施設局・北海道・長沼町の三者が、昭和42年秋頃より内々の中で話しが進められ協力要請があったものであります。

昭和43年5月末、当時の中川清長沼町長は、初めて議会に公表したのであります。

この折、町内には色々と賛否両論があることから、好んで誘致するものではないが、国が防衛上必要とするならば、「核基地にはしない」「基地設置に伴う災害は国が責任を持つ」「戦争の誘発にならず平和に寄与すること」「施設の設置が町の発展に寄与すること」などの条件を付し、保安林の解除に同意したのであります。

この同意に当たり、昭和43年6月14日からの長沼町議会は乱れ飛ぶヤジと怒り声に包まれた中17日まで持ち越され、賛成多数で議決されたのであります。

これに先立ち私は、中川町長から保安林解除に伴う代替対策計画作成の特命を受け、防衛事業に経験の深い南長沼土地改良区参事で今は亡き伊藤一氏の指導を受け、ともに代替施設計画の概要書の作成に、札幌防衛施設局の図書室で、施設対策課の宮島課長補佐の指導も受けながら、昭和43年正月前後約2ヶ月間毎日通勤した思い出があります。

一方、昭和43年5月のナイキ基地設置のニュースから1ヶ月、長沼町では一気に学生パワーが爆発し、反日共系の北大生が主催しての2,000人決起集会騒ぎが発端で、会場の長沼中央小学校グランドからデモが始まり、市街地本通り中心街で座り込みや渦巻き行進が敢行されるなど、シャッターを下ろして防御する商店街、おびえる住民の前で道警機動隊と衝突し激しくもみ合い、逮捕者が多数出たのであります。

同年9月、札幌営林局で開かれた保安林解除に必要な聴聞会3日間と、翌44年5月会場を長沼町に移し、やり直し開催された再開聴聞会3日間は混乱を極め、正規の意見陳述が行われなかつたが、議事録を検討し、法的に有効と判断、保安林解除の告示となったのであります。

特に、長沼町公民館で行われた再開聴聞会では、前夜から賛成反対両派の激しいマイク合戦、反日共系学生がバス2台で来町し、長沼中央小学校グランドで抗議集会を開き「ミサイル反対」「聴聞会粉碎」と気勢を上げたのであります。

一夜明けた翌日は、事前に用意されたヘルメットと角材で武装し、聴聞会会場に押し寄せようとしたため道警機動隊が規制、これに対しデモ隊は投石を開始、更に合流した他派とともに激しい市街戦となり、側にあった古電柱を持ち出してバリケードを築き、交通妨害や投石、パトカーを横転させ放火・炎上させるなど、悲鳴と怒号の中で角材と警棒が音を立てて渡りあつたのであります。

平和な田園の町にあって、乱闘劇を目前にする町民の気持ちは複雑で恐怖と不安の中、ただ見守るだけだったのであります。

当時、長沼町に計画されたナイキ基地は、憲法第9条の防衛力と戦力の解釈を問う、正に「憲法裁判」となりました。

また、ナイキ基地建設のための保安林解除は、公益上の解除理由に反するなどとして、地先住民を交えた反対町民から、昭和44年7月7日付けで保安林を解除した農林水産大臣を相手に、札幌地裁に解除処分取消しと、執行停止の行政訴訟を起こしたのであります。

この訴えに札幌地裁は昭和44年8月、聴聞会の成否、代替施設機能の疑問、自衛隊の違憲性、保安林解除処分と公益性の理由、洪水調節は困難で被害の恐れがあるとの理由で解除処分は執行停止する必要があると、申立人の主張を認める決定を下したのです。

国は各省庁間で意見を調整し、早速札幌高裁に即時抗告、札幌高裁は昭和45年1月地裁の決定を取り消し、保安林解除処分の執行停止を却下したのであります。

この保安林解除処分執行停止の申立てを巡る札幌地裁・高裁それぞれの決定は、明らかに見解の相違によるもので、その後申立人からの特別抗告もなく、自衛隊の合違憲は本訴（長沼ナイキ基地訴訟）で争われることになったのであります。

保安林の解除が決定したことにより、長沼町は札幌防衛施設局とともに、地先関係者に理解と協力を得るため、再三に渡り説明会を開き理解を得た上で、施設局は保安林伐採や砂防ダム工事に着手し、長沼町も障害防止対策として洪水調節ダム富志戸堰堤工事を議会の承認の下、施設局施設対策課の協力をいただき着手したのであります。

このことにより各工事は着々と進捗し、昭和46年末に第11高射隊が移駐、昭和47年11月にはランチャー7基が搬入され翌48年2月、基地は実戦配備体制に入ったのであります。

また、これら工事に並行し、本訴においては、昭和44年10月第1回口頭弁論をはじめとし、自衛隊最高幹部や大学教授、中川町長も出廷しての証人喚問は数多く、延べ24人を数えたのでありました。

国側と反対住民側双方の主張の末、昭和48年9月札幌地裁の福島裁判長は、「保安林の伐採に伴う代替施設は不十分で、その機能を維持するのに欠けている」「札幌及び長沼の聴聞会では、保安林の解除について、その目的・必要性・代替措置など重要な内容を明示しないため一人も意見を述べるに至らずまま終わっており、法定の聴聞会は開催され

ていないことになる」「聴聞会が開かれなければ保安林の解除処分は違法である」との判決要旨が宣言されたのが長沼ナイキ基地訴訟（第一審判決）であります。

長沼ナイキ基地設置に至るまで、このような大混乱を克服し、国の施策に前向きに対応され、英断をもって受け入れられた中川清長沼町長の強い信念、そして長沼町議会並びに各団体幹部の方々の深い理解があったことをここで忘れてはなりません。

私たちは、この歴史的な出来事や約束を正確に後世に伝え、受け継ぐことが使命であると強く信じております。

このたび、防衛施設庁が防衛本省への統合を機に、府史を編さんされ、これに投稿の依頼を受けたこと真に光栄と存じ、40年前を思い起こし喜んでお受けした次第であります。

閉庁に当たり長い間防衛施設局の皆様方には大変お世話になりました。心からお礼申し上げ筆をおきます。